平成２５年（フ）第２７号
宮崎市大橋２丁目55番地１　アートビル551―202号
債務者　兵頭　義隆
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０３号
熊本市東区桜木１丁目13番９号　アップルハウス桜木105
債務者　村上　憲二
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７５号
静岡県浜松市西区西山町1898番地の２　市営西山団地１―101、前住所静岡県浜松市西区大山町4048番地
債務者　土井洋太郎
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊田　俊博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２１７５号
名古屋市緑区曽根１丁目115番地　緑コーポ102号
債務者　市山七三雄
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１３６号
名古屋市中川区中郷３丁目135番地　スペース中郷102号
債務者　西田　大輔
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　尚記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６３号
名古屋市南区元塩町５丁目１番地の７　サン・コーポラス笠寺1408号
債務者　江藤恵美子（旧姓近藤・伊藤）
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長坂早余子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６５号
大阪府富田林市寿町３丁目６番22―501号
債務者　髙橋　昌彦
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
熊本市西区池田１丁目20番65号　シャトーかんかん坂302、前住所熊本市西区池田１丁目17番31号　コーポアール101
債務者　緒方　昭弘
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島　武典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４３号
名古屋市守山区大森八龍１丁目1208番地
債務者　小林　弘幸
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚原　正典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５号
愛知県海部郡大治町大字砂子字村東2336番地の２　エミネンス名西102号
債務者　余語　幹男
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早瀬　晋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５７号
広島県呉市安浦町水尻１丁目４番11―807号
債務者　寺尾　芳明
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　晃志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２６１２号
札幌市東区北24条東18丁目４番１―201号
債務者　池田惠美子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５０１号
横浜市旭区今宿２丁目53番16号
債務者　住田　浩和
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３１号
山口県周南市岐山通１―５、住民票上の住所山口県下松市旗岡３丁目６番３―101号
債務者　若狭　秀之（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉岡　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２０号
北海道亀田郡七飯町大川５丁目１番15号
債務者　外崎　信幸
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第４４号
北海道北斗市七重浜４丁目29番８号
債務者　木村　勇気
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第６９号
函館市日吉町３丁目36番３号　下宿犬亦
債務者　池　　文男
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
函館地方裁判所